犬を飼っている皆さんへ

狂犬病予防注射を必ず受けましょう

　犬の飼い主には、「犬の登録」と毎年1回、飼い犬に「狂犬病予防注射」を受けさせることが、法律で義務付けられています。日程を確認のうえ、予防注射を受けてください。

環境保全課生活環境担当　23-6074　 各総合支所地域振興課

日程

　犬の登録をしている飼い主には、日程や会場を記載した集合注射受付票を送付しますので、確認してください。

※地域別注射日程表を環境保全課、各総合支所地域振興課の窓口に設置するほか、市ウェブサイトに掲載します。

※新たに犬を飼い始めた人や、指定された日程で注射できない場合は、他の日程（他の地域でも可）でも受けられます。

※集合注射受付票は、住んでいる地域により、送付時期が異なります。

|  |  |
| --- | --- |
| 地域 | 月日 |
| 古川 | 5月9日～13日、16日～20日 |
| 松山 | 4月21日、22日 |
| 三本木 | 5月11日～13日 |
| 鹿島台 | 4月20日～22日 |
| 岩出山 | 4月12日～16日 |
| 鳴子温泉 | 5月11日～13日 |
| 田尻 | 4月26日～28日 |

持参するもの

①集合注射受付票

※届いたら問診事項を確認し、飼い主の署名をしてください。

②注射費用　3020円（注射料金2470円、注射済票交付手数料550円）

※つり銭が出ないように協力　してください。

③犬のふんなどを始末する用具（袋、スコップ、ちり紙など）

※新しく登録する犬がいる場合は、登録手数料3000円と②～③が必要になります。

事故防止のために

　集合注射会場には、犬を制止できる人が来てください。また、犬同士がけんかにならないよう、必ずリードを付け、短く持って犬が近くにいるようにしてください。

受けられないとき

　近くの動物病院で予防注射を受けてください。接種後は環境保全課または各総合支所地域振興課で注射済票の交付（手数料550円が必要）を受けてください。なお、接種後、その場で注射済票を交付する動物病院もあります。

犬の登録や各種届出について

　次に該当する人は、集合注射を受けるまでに、環境保全課または各総合支所地域振興課で手続きをしてください。

　予防注射会場での手続きは大変混み合いますので協力をお願いします。

●新たに犬を飼い始めた

「犬の登録申請」が必要です。犬の登録手数料は一頭3000円です。

●飼犬が死亡した

「死亡届」が必要です。鑑札・注射済票を持参してください。

●飼主や犬の所在地が変わった

　「登録事項変更届」が必要です。鑑札を持参してください。

●平成28年3月以降にすでに予防注射を受けた

　動物病院で発行された証明書を持参してください。「注射済票」を交付します。注射済票交付手数料は、一頭550円です。

●飼犬の体調が悪い

　動物病院を受診してください。集合注射が受けられない症状の場合、予防注射猶予願（診断書）を提出してください。

●飼犬が逃げ出した

迷い犬・放浪犬などは、保健所で一時保護されるので、速やかに大崎保健所（87-8001）に問い合わせてください。

第15回大崎動物慰霊祭

　亡くなったペットなどを悼む大崎動物慰霊祭を開催します。

日時　4月23日　11時～12時

場所　吉野作造記念館 築山広場「動物愛霊の碑」前

※雨天決行します。

環境保全課生活環境担当　23-6074